

大阪市住之江区とミズノ株式会社とのパートナーシップ協定書

大阪市住之江区（以下「甲」という。）とミズノ株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで住之江区内の地域活性化を推進するために、次のとおりパートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして対話を通じた密接な連携により、区域の成長・発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙協議のうえ、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）子どもの健全育成、教育に関すること
- （2）健康の維持増進に関すること
- （3）魅力発信に関すること
- （4）まちづくりに関すること
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

2 具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（禁止事項）

第3条 取り組みを行うにあたって、次の各号に該当してはならない。

- （1）法令又は公序良俗に反すること、又は反するおそれがあること
- （2）政治活動又は宗教活動を伴うもの

（パートナーシップ協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、パートナーシップ協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 このパートナーシップ協定の期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了までに甲乙のいずれかが書面をもってパートナーシップ協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかがこのパートナーシップ協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、このパートナーシップ協定を解約できるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携事項に関する公表を行う際は、予め甲乙でその対応を協議する。

(パートナーシップ協定の解除)

第7条 本パートナーシップ協定に関連し、甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する場合、第5条の規定にかかわらず、相手方はパートナーシップ協定を解除することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (2) 政治活動又は宗教活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条に掲げる者に該当する場合
- (4) その他住之江区長が認める場合

(疑義の決定)

第8条 このパートナーシップ協定に定めのない事項またはこのパートナーシップ協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

このパートナーシップ協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和7年6月24日

甲 大阪府大阪市住之江区御崎3丁目1-17

大阪市住之江区役所

住之江区長

藤井 秀明

乙 大阪府大阪市住之江区南港北1丁目12-35

ミズノ株式会社

執行役員

長沼 秀一